

令和 5 年 2 月 度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和5年2月27日(月) 午後1時30分～午後3時10分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3階 大会議室

3. 議 事

- | | | |
|------|-------|---------------------------------------|
| 日程第1 | 報告第1号 | 合意解約通知の報告について |
| 日程第2 | 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第3 | 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 日程第4 | 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について |
| 日程第5 | 議案第4号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第6 | 議案第5号 | 個人情報保護条例施行規則の廃止について |
| 日程第7 | 議案第6号 | 農業委員会事務局規程の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第7号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について |

4. 出席した農業委員 (12名)

1番 鈴木伸一	2番 赤石忠秋	3番 石原郷士
4番 岩崎十三江	6番 櫻井正彦	7番 清水照夫
8番 関口裕	9番 田村範行	10番 深澤良朗
11番 星野邦夫	12番 星野文雄	13番 小林利信

5. 欠席した農業委員 (1名)

5番 大澤恵美子

6. 出席した農地利用最適化推進委員 (13名)

1番 新井巖雄	2番 石原茂樹	3番 岩崎俊明
4番 大塚孝一	5番 奥澤孝太郎	6番 小倉正範
7番 尾澤勝	8番 金子昇	9番 小林和弘
10番 武裕士	11番 田中由郎	12番 長澤修一
13番 星野健一		

7. 欠席した農地利用最適化推進委員 (0名)

8. 出席した事務局職員 (4名)

事務局長 福島重美	事務局長補佐 森田憲一
主査 関口典子	主任 古郷真吾

事務局 それでは定刻を過ぎましたので、これより令和5年2月の農業委員会総会を開催

いたします。本日の欠席通告者ですが、5番大澤恵美子委員の1名でございます。また、11番星野邦夫委員が遅れて出席する予定です。従いまして、在任農業委員13名中、現在の出席委員は11名です。以上により、本日の総会は農業委員会等に関する法律第27条第3項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地利用最適化推進委員13名中、現在の出席委員は13名となります。それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしく願いいたします。

会 長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

会 長 会期決定についてお諮りいたします。令和5年2月27日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長 会期は令和5年2月27日一日限りといたします。

議事録署名人の決定

会 長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

会 長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「11番：星野 邦夫 委員」と「12番：星野 文雄 委員」の両名をお願いいたします。

報告第1号

会 長 日程第1報告第1号「合意解約通知の報告について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番
(議案書、借人、貸人、土地の表示、契約内容等の説明)
番号1番。借人、貸人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町塩沢、畑、田、計8筆。両者の話し合いにより合意解約したものの。農業経営基盤強化促進法による使用貸借。合意解約日は令和5年1月25日。
番号2番。借人、貸人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町西鹿田、畑、計2筆。両者の話し合いにより合意解約したものの。農地法第3条による貸借。合意解約日は令和5年1月27日。
以上2件につきまして、報告いたします。

会 長 番号1番及び番号2番については、報告事項ですので、報告のみといたします。

議案第1号

会 長 日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番
(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示、契約内容等の説明)
番号1番。申請理由、現在、肥育業を中心とした農業を営んでいますが、申請地
を買い受け、経営の規模規模を拡大して経営の合理化を図りたく申請するもの。
以上、1件の審議につきまして、よろしく願いいたします。

番号1番

会 長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

5番推進委員 酪農業ではなく肥育業かと思えます。

事務局 申し訳ありません。肥育業に訂正を願います。

会 長 その他に何かご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

議案第2号

会 長 日程第3議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番
(申請人、土地の表示等の説明)
番号1番。申請理由、申請地より土の採取を行い、砕石を入れることから、一時
転用したく申請するもの。一時転用期間は令和5年3月10日～令和5年4月10
日。
以上、1件の審議につきまして、よろしく願いいたします。

番号1番

会 長 番号1番について、大間々8区の担当委員が不在ですので現地確認を行った7番
清水委員より説明をお願いします。

- 7 番委員 7 番清水です。地図の 1 番をご覧ください。〇〇を南下します。〇〇の二股に別れる信号を右折します。500 メートルほど南下したところを右に入ると申請地があります。穴が掘られており畑とは言えないと思います。慎重審議をお願いいたします。
- 会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。
- 事 務 局 農地の区分は農用地区域にある農地です。
- 会 長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。
- 6 番委員 土を取って砕石を入れることが一時転用の目的ということでしょうか。
- 会 長 表面の土を取って畑の下に砂利を入れます。その後、除外をして最終的には住宅を建てるつもりようです。現在は申請地に穴が掘られている様な状況です。現地確認時に穴を埋めてもらわないと事前着工ということで許可は難しくなるということは先方に伝えてあります。
- 8 番推進委員 一時転用であっても地目変更に必要な書類に許可書を添付して法務局へ提出すれば地目変更出来てしまうのではないのでしょうか。
- 事 務 局 許可書の転用目的欄に必ず転用目的に加えてかっこ書きで一時転用と記載しておりますので、万が一そのようなケースが生じた場合において、法務局が独断で地目変更を行うということは考えにくいと思われれます。そのような場合、法務局から農業委員会に地目変更を行うことに問題が無いか照会があることが多いです。ただし、登記官の裁量次第なので、法務局の独断で地目変更が行われてしまうケースもないとは言いきれませんので、そのようなケースが想定される場合、事前に法務局へ対応について相談しておくべきだと考えられます。
- 8 番委員 最終的にどうしたいか考える前に、転用期間前に申請地に穴を掘っているということは、事前着工をしているということですよ。それについて議論すれば良いのではないのでしょうか。
- 会 長 そのとおりだと思います。
- 8 番委員 規模の大小に関わらず、事前着工ということであれば、元に戻してもらった上で再度申請してもらったのがこれまでの流れだと私は思います。
- 1 番委員 私も 8 番委員と同意見です。事前着工に焦点を当てて議論すべきだと思います。
- 事 務 局 これまでの流れをご説明します。当初、先方から耕作しやすい農地に改良したいとの相談があり、農地改良をご案内しました。申請書類を確認したところ、土を採取したり砂利を入れたりという内容でしたので、それは農地改良ではなく、農地以外の目的で使用するというので、一時転用が必要だとご案内しました。

ちなみに砂利採取という目的で一時転用許可を出している事例もございます。

1番推進委員 今回のケースは許可が出る前に事前に着工してしまったのですよね。保留ではなく否決となるのではないのでしょうか。またこれまでの流れを踏まえた上で、やはり事前着工が決め手になると私も考えます。

会 長 そうですね。申請自体に問題が無く、直ちに許可を出せない何か理由があれば、保留ということになるのでしょうか。今回は事前着工ということで、保留には当たらないと考えます。

会 長 他にご意見などございますか。

(意見なし)

会 長 では多数決で決めたいと思います。この案件について賛成の方はおりますか。

(賛成なし)

会 長 賛成者がいないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について否決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は否決いたします。

議案第3号

会 長 日程第4議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番
(当初計画者(申請人)、土地の表示等の説明)
番号1番。申請理由、令和4年11月に許可を受けましたが、諸事情により賃貸借から売買による所有権移転に変更したいとの要望があり、計画を変更するもの。令和4年11月25日に5条許可。全部承継。みどり市土地開発事業指導要綱該当。

番号1番

会 長 番号1番について、大間々8区の担当委員が欠席のため、現地確認を行った7番清水委員より説明をお願いします。

7番委員 7番、清水です。地図の2番をご覧ください。地図1番と同じ場所です。現状は碎石を入れてあります。慎重審議をお願いいたします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

8番委員 すでに許可を出している案件ですよね。売買による所有権移転が伴うだけで計画変更となるのですか。計画変更する必要がありますか。

事務局 正確には賃貸借から売買への契約内容の変更ということになります。その場合、目的変更の際に使う計画変更申請様式3-21を読み替えて契約内容変更にも使用して良いことを群馬県に確認しております。所有権移転のためには農業委員会の許可を得る必要があるため、許可の是非をお諮りしたく計画変更を申請した次第です。

8番推進委員 元々の農地法第5条の計画が具体的にどの様な計画なのか、この計画変更のみでは読み取れません。

事務局 令和4年11月に農地法第5条の当初計画について審議をお諮りし、許可を頂いております。その時に内容については許可を頂いておりますので、今回は契約内容についてのみ審議をお諮りさせて頂きました。

会長 他にご意見等ございますか。

(意見なし)

会長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

議案第4号

会長 日程第5議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 始めに、5ページの番号1番から番号3番を説明します。

番号1番から番号3番

(議案書:譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)

番号1番。申請理由、現在、市外にて生活していますが、申請地を買い受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。始末書添付。

番号2番。申請理由、現在、自動車部品等製造業を営んでいますが、駐車場が不

足しているため、申請地を買い受け、露天駐車場として利用したく申請するもの。番号 3 番。申請理由、現在、市外で金属加工業を営んでいますが、手狭であり、申請地を買い受け、多目的な用途に利用したく申請するもの。始末書添付。みどり市土地開発事業指導要綱該当。大間々用水土地改良区第 6 工区。以上、3 件の審議につきまして、よろしくお願ひいたします。

番号 1 番

会 長

番号 1 番について、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事務局

(始末書の朗読)

会 長

始末書の朗読が終わりました。

番号 1 番について、笠 3 区の担当委員より説明をお願いします。

2 番委員

2 番、赤石です。地図の 3 番をご覧ください。〇〇の信号を 200 メートルほど下ります。〇〇を右折します。二つ目の交差点を左折します。50 メートルほど進んだ右手側が申請地です。〇〇の裏側になります。始末書にあった通り、石が入っており農地ではございません。慎重審議をお願いします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局

農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第 3 種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長

説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

番号 2 番

会 長

番号 2 番について、笠懸 8 区の担当委員より説明をお願いします。

3 番委員

3 番、石原です。地図の 4 番をご覧ください。〇〇の西側の通りを北に 200 メートルほど進んだ右手側が申請地です。道を挟んで西側に譲受人の会社がございます。周囲は宅地に囲まれており、特段問題無いと思います。慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局 申請地は街区の宅地面積が 40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第 3 種農地と判断します。資力及び信用に問題はなく、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 2 番の申請は可決いたします。

番号 3 番

会 長 番号 3 番について、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事 務 局 (始末書の朗読)

会 長 始末書の朗読が終わりました。
番号 3 番について、笠 5 区の担当委員より説明をお願いします。

9 番委員 9 番、田村です。地図の 5 番をご覧ください。〇〇から〇〇に沿って 500 メートルほど北上します。信号を右折し、〇〇を過ぎて右手側が申請地です。申請地は野菜等を作っております。始末書のとおり、出入口に砕石が敷いてあります。雨が降ると水が溜まる場所です。水が入らないようにしたのかなと思います。特段問題無いと思いますので、慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局 申請地は街区の宅地面積が 40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第 3 種農地と判断します。資力及び信用に問題はなく、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号 3 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 3 番について採決をいたします。番号 3 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号3番の申請は可決いたします。

事務局 6ページの番号4番から番号6番を説明します。
番号4番から番号6番
(議案書:譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)
番号4番。申請理由、現在、デイサービス業を営んでいますが、介護施設への入居希望者の増加に伴い、施設を建築したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。
番号5番。申請理由、現在、市外にて生活をしていますが、父の土地である申請地を借り受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。
番号6番。申請理由、現在、市外にて不動産業を営んでいますが、住宅地として適した申請地を買い受け、建売住宅用地として利用したく申請するもの。
以上3件の審議について、よろしくお願いたします。

番号4番

会 長 番号4番について、笠懸8区の担当委員より説明をお願いします。

3番委員 3番、石原です。地図の6番をご覧ください。〇〇の通りを北に150メートルほど進みますと左手側に申請地があります。北側と南側には住宅が建っております。長閑で静かな場所なので老人ホームには良い場所かと思えます。慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号4番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号4番について採決をいたします。番号4番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号4番の申請は可決いたします。

番号5番

会 長

番号5番について、笠10区の担当委員より説明をお願いします。

4番委員

4番、岩崎です。地図の7番をご覧ください。〇〇がある信号を北上します。50メートルほど進み、右折します。左手奥が申請地となります。宅地に囲まれており、何ら問題は無いかと思えます。慎重審議をお願いします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局

農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長

説明が終わりました。番号5番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長

意見等ないようですので、番号5番について採決をいたします。番号5番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしの声多数と認め、番号5番の申請は可決いたします。

番号6番

会 長

番号6番について、大間々12区の担当委員より説明をお願いします。

10番委員

10番、深澤です。地図の8番をご覧ください。〇〇を〇〇に向かいます。500メートルほど道なりに北上します。〇〇を左に曲がります。50メートルほど進み、右折します。右手側が申請地です。周囲は宅地が増えており、建売住宅を建てるのには何ら問題無いと思えます。慎重審議をお願いします。

会 長

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局

申請地は街区の宅地面積が40%を超えている区域内にある農地であるため、農地の区分は第3種農地と判断します。資力及び信用に問題はなく、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長

説明が終わりました。番号6番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号6番について採決をいたします。番号6番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号6番の申請は可決いたします。

事務局 7ページの番号7番を説明します。
次のとおり、農地法第5条の規程による許可申請があったので、意見の決定を求める。今回は1件ございます。

番号7番

(議案書:譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)

番号7番。申請理由、現在、市内にて農地所有適格法人を営んでいますが、経営規模を拡大するため、耕作困難な申請地に農地改良を行いたく申請するもの。一時転用期間は令和5年3月20日～令和5年9月30日。

以上1件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号7番

会 長 番号7番について、大間々17区の担当委員より説明をお願いします。

10番委員 10番、深澤です。地図の9番をご覧ください。〇〇のすぐ近くです。〇〇のすぐ南側が申請地となります。現状は篠や草が生い茂っており、農地には見えない状況ですが、これから耕作出来る様に農地改良したいそうです。特段問題は無いと思いますが、慎重審議をお願いします。

会 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 農地の区分は、農用地区域内にある農地と、山間部に位置しており、農地の規模が10ヘクタール未満であり、農作物の鳥獣害が多い地域で生産性が低いため第2種農地と判断します。周辺に代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

会 長 説明が終わりました。番号7番につきまして、ご意見等ございますか。

8番推進委員 耕作放棄地や荒れ地を開墾して耕作出来るような状況にする場合、一時転用が必要ということでしょうか。

事務局 農地改良につきましては、農地の面積が1,000㎡未満であり一定の要件を満たす場合は、届出をしていただきます。1,000㎡以上につきましては、今回の様に一時転用申請をしていただきます。

会 長 その他に何かご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号7番について採決をいたします。番号7番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号7番の申請は可決いたします。

議案第5号

会 長 日程第6議案第5号「個人情報保護条例施行規則の廃止について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第5号「みどり市農業委員会の所管に係る個人情報保護条例施行規則の廃止について」

表記規則について、別紙のとおり、廃止したいので、農業委員会の議決を求める。令和5年2月27日提出、みどり市農業委員会会長 小林 利信。

9 ページをご覧ください。みどり市農業委員会の所管に係る個人情報保護条例施行規則を廃止する規則。みどり市農業委員会の所管に係る個人情報保護条例施行規則(平成18年みどり市農業委員会規則第5号)は、廃止する。附則、この規則は、令和5年4月1日から廃止する。

10 ページをご覧ください。施行規則を廃止する趣旨ではありますが、個人情報保護法が改正(令和5年4月1日)され、地方公共団体(議会を除く)が同法の適用対象となることから、みどり市個人情報保護条例及びみどり市個人情報保護法施行条例を廃止するためでございます。

会 長 説明が終わりました。議案第5号につきまして、ご意見等ございますか。

1番推進委員 みどり市の条例が廃止されることに伴って農業委員会の施行規則も廃止するということでしょうか。

事務局 おっしゃるとおりです。

会 長 その他に何かご意見等ありませんか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、議案第5号について採決をいたします。議案第5号について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、議案第5号の申請は可決いたします。

議案第6号

会 長 日程第7議案第6号「農業委員会事務局規程の一部改正について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第6号「みどり市農業委員会事務局規程の一部改正について」表記規則について、別紙のとおり、廃止したいので、農業委員会の議決を求める。令和5年2月27日提出、みどり市農業委員会会長 小林 利信。
12ページが規程の一部を改正する訓令の本文、14ページが新旧対照表になっています。14ページが見やすいと思いますので、そちらをご覧ください。表の右側が現行の条文、左側が改正後の条文になっています。下線が引いてある部分が、改正部分になります。みどり市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令。みどり市農業委員会事務局規程(平成18年農業委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。第2条第3号中「係長及び主査」を「係長、主幹若しくは副主幹」に改め、第4号中「主任」を「主査及び主任」に改める。第3条第3項中「主査及び主任」を「主幹若しくは副主幹」に改め、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。
4 主査及び主任は、上司の命を受け、高度な事務をつかさどる。附則 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。13ページをご覧ください。規程一部改正の趣旨であります。定年引き上げに伴い役職定年制が導入され、60歳に達した管理職職員(課長補佐(5級)以上)は、4級(管理職手当が支給されない職の最上位)に降任等することとなり、係長とは別の新たな職として「主幹」及び「副主幹」が設置されることになったため、当規程を一部改正するものでございます。

会 長 説明が終わりました。議案第6号につきまして、ご意見等ございますか。

12番委員 定年退職された方は主任や主査より上位職として引き続き任用されるということでしょうか。

事務局 定年引き上げに伴い役職定年制が導入され、60歳に達した管理監督職職員(5級以上)は、4級(管理職手当が支給されない職の最上位)に降任等することとなりました。管理職を経験した職員なので、係長職相当の職能を發揮してもらいたいという意味合いで、主任や主査よりも上位職として位置付けられております。

9番推進委員 定年の延長は令和6年4月からですね。

事務局 令和5年3月で退職される方は定年延長されません。令和6年3月で定年を迎える方から定年延長が適用されます。

会 長 その他に何かご意見等ありますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、議案第6号について採決をいたします。議案第6号について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、議案第 6 号の申請は可決いたします。

議案第 7 号

会 長 日程第 8 議案第 7 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 今回は新規設定が 15 件、再設定が 9 件ございます。はじめに、新規設定から説明します。(議案書:利用権を設定する土地、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する利用権)
新規設定 15 件の地積合計は、13,514 m²となります。
以上 15 件の審議について、よろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号 1 番から番号 15 番につきまして、ご意見等ございますか。

10 番委員 関東農事組合法人の所在地と代表者の名前をお伺いしたいです。

事務局 所在地はみどり市大間々町塩原 176 番地 1、代表者は提橋佳子さんです。

会 長 その他にご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号 1 番から番号 15 番について採決をいたします。番号 1 番から番号 15 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号 1 番、番号 2 番、番号 3 番、番号 4 番、番号 5 番、番号 6 番、番号 7 番、番号 8 番、番号 9 番、番号 10 番、番号 11 番、番号 12 番、番号 13 番、番号 14 番、番号 15 番は可決いたします。

事務局 再設定 9 件の地積合計は、13,069 m²となります。
以上 9 件の審議について、よろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号 1 番から番号 9 番につきまして、ご意見等ございますか。

5 番推進委員 番号 9 番について、現況地目を畑に訂正願います。

事務局 提出していただいた書類通りに記載させていただいておりました。申し訳ありません。正しくは台帳、現況地目ともに畑となります。訂正します。

会 長 その他にご意見等ございますか。

(意見なし)

会 長 意見等ないようですので、番号1番から番号9番について採決をいたします。番号1番から番号9番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしの声多数と認め、番号1番、番号2番、番号3番、番号4番、番号5番、番号6番、番号7番、番号8番、番号9番は可決いたします。

会 長 ありがとうございました。これですべての審議を終了しましたので、令和5年2月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和5年2月27日 午後3時10分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人

会 長

.....

11 番委員

.....

12 番委員

.....